

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年11月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第66号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 免許（第1条—<u>第10条の14</u>）</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 建築士事務所（第19条—<u>第21条の3</u>）</p> <p>第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（免許）</p> <p>第3条 第1条の規定による書類の提出があったときは、知事は、これを審査し、申請者が二級建築士等となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、申請者に二級・木造建築士免許証（第2号様式）（以下「<u>免許証</u>」という。）を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>（登録事項）</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名、生年月日及び性別</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第10条第1項の規定による<u>戒告、業務停止又は免許の取消し</u>の処分及びこれらの処分を受けた年月日</p> <p>(5) <u>法第22条の2第1号から第3号までに定める講習</u>を受けた年月日及</p>	<p>目次</p> <p>第1章 免許（第1条—<u>第10条</u>）</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 建築士事務所（第19条—<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（免許）</p> <p>第3条 第1条の規定による書類の提出があったときは、知事は、これを審査し、申請者が二級建築士等となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、申請者に二級・木造建築士免許証（第2号様式）を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>（登録事項）</p> <p>第4条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）</u>、氏名、生年月日及び性別</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第10条第1項の規定による<u>戒告又は業務停止</u>の処分及びこれらの処分を受けた年月日</p>

び当該講習の修了証の番号

(6) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあっては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

(登録事項の変更)

第5条 二級建築士等は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、二級・木造建築士登録事項変更届（第3号様式）に免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）及び戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

2 略

(免許証の再交付)

第6条 二級建築士等は、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）を、汚損した場合にあってはその免許証等を添えて、知事に提出しなければならない。

2 略

3 二級建築士等は、第1項の規定により、免許証の再交付を申請した後、失った免許証等を発見した場合においては、発見した日から10日以内にこれを知事に返納しなければならない。

(免許取消しの申請及び免許証等の返納)

第7条 法第8条の2の規定による届出は、同条第1号に掲げる場合については二級・木造建築士死亡届（第5号様式）により、同条第2号に掲げる場合については二級・木造建築士に係る後見・保佐開始審判届（第6号様式）により、同条第3号に掲げる場合については二級・木造建築士欠格事由該当届（第7号様式）に免許証等を添えて、行わなければならない。

2 二級建築士等は、法第9条第1項第1号に規定する免許の取消しを申請する場合においては、二級・木造建築士免許取消申請書（第8号様式）に免許証等を添えて、知事に提出しなければならない。

3 略

4 二級建築士等は、法第9条第1項（同項第1号及び第2号を除き、同項第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）

(登録事項の変更)

第5条 二級建築士等は、前条第2号の登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、二級・木造建築士登録事項変更届（第3号様式）に免許証及び戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

2 略

(免許証の再交付)

第6条 二級建築士等は、免許証を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）を、汚損した場合にあってはその免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

2 略

3 二級建築士等は、第1項の規定により、免許証の再交付を申請した後、失った免許証を発見した場合においては、発見した日から10日以内にこれを知事に返納しなければならない。

(免許取消しの申請及び免許証の返納)

第7条 法第8条の2の規定による届出は、同条第1号に掲げる場合については二級・木造建築士死亡届（第5号様式）により、同条第2号に掲げる場合については二級・木造建築士に係る後見・保佐開始審判届（第6号様式）により、同条第3号に掲げる場合については二級・木造建築士欠格事由該当届（第7号様式）により、行わなければならない。

2 二級建築士等は、法第9条第1項第1号に規定する免許の取消しを申請する場合においては、二級・木造建築士免許取消申請書（第8号様式）に免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

3 略

4 二級建築士等は、法第9条第1項（同項第1号及び第2号を除き、同項第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）

又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証等を知事に返納しなければならない。

(免許証等の領置)

第10条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士等に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士等に対して、免許証等の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

(指定の申請)

第10条の2 法第10条の20第2項の規定による指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(6) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を知事に返納しなければならない。

(免許証の領置)

第10条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士等に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士等に対して、免許証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

第10条の3 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

（役員を選任及び解任の認可の申請）

第10条の4 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

（登録事務規程の認可の申請等）

第10条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

（事業計画等の認可の申請等）

第10条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(名簿の閲覧)

第10条の7 指定登録機関は、法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 指定登録機関は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

(登録状況の報告)

第10条の8 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- (2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報

が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第10条の9 指定登録機関は、二級建築士等が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士等に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第10条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第10条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第7条第3項の規定による届出  
当該届出に係る事項
- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号。以下「省令」という。）第40条第4項又は省令第43条第4項の規定による報告書等の送付 省令第40条第2項第2号イ又は省令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項

(3) 第18条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分の通知)

第10条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士等の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士等に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日

(公示)

第10条の13 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、香川県報で告示することによって行う。

(規定の適用)

第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項、第3条、第5条、第6条、第7条第4項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第1条第1項中「二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許申請書」と、第3条第1項中「二級・木造建築士免許証（第2号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許証明書」と、第5条第1項中「二級・木造建築士登録事項変更届（第3号様式）」とあるのは「登録事項変更届」と、第5条第2項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）」とあるのは「再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第8条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第10条の11の規定により第7条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

## 第2章 略

### 第11条 削除

(試験期日等の公告)

第14条 知事は、二級建築士試験又は木造士建築試験（以下「二級建築士等試験」という。）を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項を公告する。

(受験申込書)

第15条 二級建築士等試験（法15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が同項に規定する二級建築士等試験事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由のある場合においては、これに代わる適当な書類）
- (2) 法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- (3) 法第14条第1号に規定する建築実務の経験を必要とする者にあつては、当該建築実務の経験を証する書類

## 2 略

(指定の申請)

第18条の2 法第15条の6第2項の規定による指定を受けようとする者（次項第11号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

## 第2章 試験

(実務の経験の内容)

第11条 法第15条第1号、第2号及び第4号に規定する建築に関する実務の経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。

(試験期日等の公告)

第14条 知事は、二級建築士等試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項を公告する。

(受験申込書)

第15条 二級建築士等試験（香川県指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士等試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1号又は第2号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由のある場合においては、これに代わる適当な書類）
- (2) 法第15条第3号に掲げる者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な書類

## 2 略

(指定の申請)

第18条の2 法第15条の17第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略



2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 略
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- (3)～(9) 略
- (10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
- (11) 指定申請者が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面
- (12) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第18条の3 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第18条の4 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第18条の5 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 略
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3)～(9) 略
- (10) 法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
- (11) 法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又は口の規定に関する役員の誓約書
- (12) その他知事が必要と認める書類

(名称等の変更の届出)

第18条の3 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第18条の4 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の5第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又は口の規定に関する誓約書を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第18条の5 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

(試験事務規程の認可の申請等)

第18条の6 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(事業計画等の認可の申請等)

第18条の7 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 受験申込者数

(4)～(6) 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつ

(試験事務規程の認可の申請)

第18条の6 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(事業計画等の認可の申請)

第18条の7 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 受験申請者数

(4)～(6) 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

て、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可の申請)

第18条の9 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(公示)

第18条の10 法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、香川県報で告示することによって行う。

(廃業等の届出)

第21条 略

(公示)

第21条の2 法第26条の3第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、香川県報で告示することによって行う。

(規定の適用)

第21条の3 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同条同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第19条から第21条までの規定の適用については、第19条中「建築士事務所登録済証印(第11号様式)を押した登録申請書の副本を交付してこれに代える」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところにより行うものとする」と、第20条中「建築士事務所登録事項変更届(第12号様式)」とあるのは「登録事項変更届」と、第21条中「建築士事務所廃業等届(第13号様式)」とあるのは「廃業等届」とする。

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第18条の9 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の13第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(公示)

第18条の10 法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第1項及び第3項、法第15条の13第2項、法第15条の14第4項並びに法第15条の15第2項の規定による公示は、香川県報で告示することによって行う。

(廃業等の届出)

第21条 略

第4章 略

(建築士審査会の庶務)

第22条 略

第4章 建築士審査会

(建築士審査会の庶務)

第22条 略

第2号様式（第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士免許証  
木造

（氏名）

年 月 日生

二級建築士 登録番号 第 号  
木造 登録年月日 年 月 日

昭和25年法律第202号建築士法により二級建築士の免許を与えたことを証する。  
木造

年 月 日

香川県知事（氏 名） 印

第2号様式（第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士免許証  
木造

本籍（都道府県名）

（氏名）

年 月 日生

二級建築士 登録番号 第 号  
木造 登録年月日 年 月 日

昭和25年法律第202号建築士法により二級建築士の免許を与えたことを証する。  
木造

年 月 日

香川県知事（氏 名） 印

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級  
木造 建築士登録事項変更届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ㊟  
登録番号 二級・木造建築士第 号  
登録年月日 年 月 日

次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

1 変更事項

登録事項 (全欄記入のこと)		変更後
ふりがな 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
性 別		

2 変更年月日 年 月 日

3 変更の理由

- 注意 1 免許証又は免許証明書及び戸籍抄本を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級  
木造 建築士登録事項変更届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ㊟  
登録番号 二級・木造建築士第 号  
登録年月日 年 月 日

次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

1 変更事項

登録事項 (全欄記入のこと)		変更後
ふりがな 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
本籍地の都道府県名		

2 変更年月日 年 月 日

3 変更の理由

- 注意 1 免許証及び戸籍抄本を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級  
木造 建築士免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

建築士法施行細則第6条第1項の規定により、免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	二級 木造 建築士第 号	登録年月日	年 月 日
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日
汚損又は紛失の事由			
汚 損 又 は 紛 失 の 年 月 日			

- 注意 1 汚損の場合は、当該免許証又は免許証明書を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級  
木造 建築士免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

建築士法施行細則第6条第1項の規定により、免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	二級 木造 建築士第 号	登録年月日	年 月 日
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日
本籍地の都道府県名			
汚損又は紛失の事由			
汚 損 又 は 紛 失 の 年 月 日			

- 注意 1 汚損の場合は、当該免許証を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士死亡届  
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
本人との続柄  
電 話 番 号

次の者は、年 月 日に死亡したので、建築士法第8条の2第1号の規定により届け出ます。

1 ふ り が な 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 登 録 番 号 二級木造建築士第 号

4 登 録 年 月 日 年 月 日

注意 1 免許証又は免許証明書及び戸籍抄本等死亡の事実を確認できる書類を添付してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士死亡届  
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
本人との続柄  
電 話 番 号

次の者は、年 月 日に死亡したので、建築士法第8条の2第1号の規定により届け出ます。

1 ふ り が な 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 本籍地の都道府県名

4 登 録 番 号 二級木造建築士第 号

5 登 録 年 月 日 年 月 日

注意 1 免許証及び戸籍抄本等死亡の事実を確認できる書類を添付してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。



第6号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士に係る後見  
木造 保佐 開始審判届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

次の者は、年 月 日 後見保佐 開始の審判を受けたので、建築士法第8条の2第2号の規定により届け出ます。

1 ふ り が な  
氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 登 録 番 号 二級建築士第 号  
木造

4 登 録 年 月 日 年 月 日

- 注意 1 免許証又は免許証明書及び登記事項証明書を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士に係る後見  
木造 保佐 開始審判届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

次の者は、年 月 日 後見保佐 開始の審判を受けたので、建築士法第8条の2第2号の規定により届け出ます。

1 ふ り が な  
氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 本籍地の都道府県名

4 登 録 番 号 二級建築士第 号  
木造

5 登 録 年 月 日 年 月 日

- 注意 1 免許証及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士欠格事由該当届  
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

欠格事由に該当したので、建築士法第8条の2第3号の規定により届け出ます。

- 1 氏 名
- 2 生 年 月 日 年 月 日
- 3 登 録 番 号 二級建築士第 号  
木造
- 4 登 録 年 月 日 年 月 日
- 5 該 当 事 由 建築士法第7条第3号に該当  
第4号

罪及び刑 \_\_\_\_\_  
刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

- 注意 1 免許証又は免許証明書及び欠格事由に該当する事実を証明する書類を添付してください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士欠格事由該当届  
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

欠格事由に該当したので、建築士法第8条の2第3号の規定により届け出ます。

- 1 氏 名
- 2 生 年 月 日 年 月 日
- 3 本籍地の都道府県名
- 4 登 録 番 号 二級建築士第 号  
木造
- 5 登 録 年 月 日 年 月 日
- 6 該 当 事 由 建築士法第7条第3号に該当  
第4号

罪及び刑 \_\_\_\_\_  
刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

- 注意 1 免許証及び欠格事由に該当する事実を証明する書類を添付してください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式 (第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級  
木造 建築士免許取消申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

建築士法施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり免許の取消しを申請します

- 1 ふ り が な  
氏 名
- 2 生 年 月 日 年 月 日
- 3 登 録 番 号 二級  
木造 建築士第 号
- 4 登 録 年 月 日 年 月 日
- 5 取消しを申請する理由

注意 1 免許証又は免許証明書を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式 (第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級  
木造 建築士免許取消申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

建築士法施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり免許の取消しを申請します

- 1 ふ り が な  
氏 名
- 2 生 年 月 日 年 月 日
- 3 本籍地の都道府県名
- 4 登 録 番 号 二級  
木造 建築士第 号
- 5 登 録 年 月 日 年 月 日
- 6 取消しを申請する理由

注意 1 免許証を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士失踪宣告届  
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ㊟  
本人との続柄  
電 話 番 号

次の者は、年 月 日に失踪宣告を受けたので、建築士法施行細則第7条第3項の規定により届け出ます。

- 1 氏 名
- 2 生 年 月 日 年 月 日
- 3 登 録 番 号 二級建築士第 号  
木造
- 4 登 録 年 月 日 年 月 日

- 注意 1 免許証又は免許証明書及び戸籍抄本を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

二級建築士失踪宣告届  
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ㊟  
本人との続柄  
電 話 番 号

次の者は、年 月 日に失踪宣告を受けたので、建築士法施行細則第7条第3項の規定により届け出ます。

- 1 氏 名
- 2 生 年 月 日 年 月 日
- 3 本籍地の都道府県名
- 4 登 録 番 号 二級建築士第 号  
木造
- 5 登 録 年 月 日 年 月 日

- 注意 1 免許証及び戸籍抄本を添付してください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築士事務所登録事項変更届

年 月 日

香川県知事 殿

建築士事務所の名称

開設者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

年 月 日付け香川県知事登録第 号 建築士事務所の登録事項について、次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第1項の規定により届け出ます。

登 録 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日

- 注意 1 変更後の登録事項には、ふりがなを付けてください。  
 2 管理建築士の変更の場合は、管理建築士講習の修了証の写し及び所属建築士名簿を添付してください。  
 3 事務所の所在地の変更の場合は、変更後の電話番号を併記してください。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
 5 正副2部提出してください。

第12号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築士事務所登録事項変更届

年 月 日

香川県知事 殿

建築士事務所の名称

開設者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

年 月 日付け香川県知事登録第 号 建築士事務所の登録事項について、次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第1項の規定により届け出ます。

登 録 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日

- 注意 1 変更後の登録事項には、ふりがなを付けてください。  
 2 管理建築士の変更の場合は、所属建築士名簿を添付してください。  
 3 事務所の所在地の変更の場合は、変更後の電話番号を併記してください。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
 5 正副2部提出してください。

第2

改正後	改正前
<p>(指定の申請)            第10条の2 略            2 略            (1) 定款及び登記事項証明書            (2)～(9) 略</p> <p>(指定の申請)            第18条の2 略            2 略            (1) 定款及び登記事項証明書            (2)～(12) 略</p>	<p>(指定の申請)            第10条の2 略            2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。            (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書            (2)～(9) 略</p> <p>(指定の申請)            第18条の2 略            2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。            (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書            (2)～(12) 略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第2号様式による免許証は、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第2項、第3項又は第6項に該当する者に係る受験申込書に添える第15条第1項第1号に掲げる書類については、なお従前の例による。